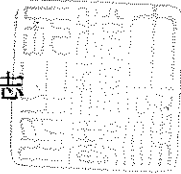


土法1第609号
令和元年5月28日

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
ライフサプライ 株式会社
代表取締役 加藤 隆浩 殿

土浦税務署長 船見 雅志



酒類販売業免許通知書

平成31年4月9日付で申請のあった土浦市西真鍋町692番1、692番3、695番2及び696番2（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和元年5月28日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

酒類の販売方法は、卸売（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）及び通信販売を除く小売に限る。

ただし、卸売により販売する酒類の範囲は、自己が輸出する酒類に限る。